

【概要と目的】

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物ストックの省エネ改修の促進を図るため、躯体の改修及び空調の効率化に資する換気設備の導入を行う民間等による省エネ改修工事に対して支援を行う。

下線部は令和3年度補正予算における拡充事項

【イメージ】

躯体の省エネ改修
天井、外壁等(断熱)
開口部(複層ガラス、二重サッシ等) 等



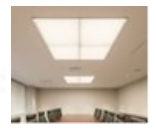
断熱材
(例: グラスウール)



高効率設備への改修
空調、換気、給湯、照明 等



高効率
空調設備



LED照明

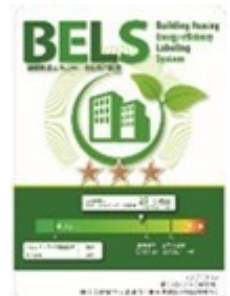


高機能換気設備

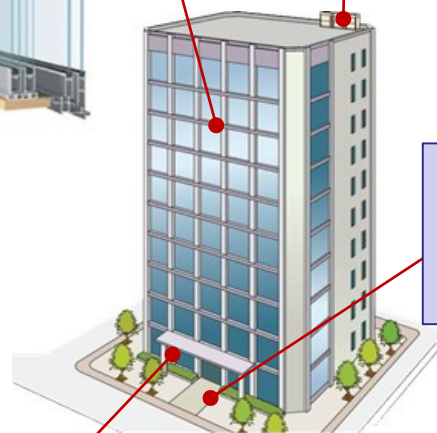
バリアフリー改修※
廊下等の拡幅
手すりの設置
段差の解消 等



スロープの設置



省エネ性能の表示



※省エネ改修工事に併せて実施するもの

【補助額等】

- <補助対象> (省エネ改修工事・併せて実施するバリアフリー改修工事・エネルギー計測・省エネ性能の表示)に要する費用
- <補助率> 補助対象工事の1/3
- <限度額> 5,000万円/件(設備部分は2,500万円)
※バリアフリー改修工事を行う場合は、当該工事の費用として2,500万円を上記補助限度額に加算可能
- <事業期間> 原則として当該年度に事業が完了

【事業の要件】

以下の要件を全て満たす、建築物(非住宅)の省エネ改修工事

- ①躯体(壁・天井等)の省エネ改修(高機能換気設備※を設置する場合は、躯体又は外皮の改修)を伴うものであること
※吸気と排気の間で熱交換を行うことで、空調効率の低下を防止する換気設備
- ②改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれること
〔ただし、外皮改修面積割合が20%を超える場合は15%以上〕
・高機能換気設備を設置する場合は、改修に係る部分でのエネルギー消費量の算定が可能
- ③改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たすこと
- ④改修後に耐震性を有すること
- ⑤省エネ性能を表示すること
- ⑥事例集への情報提供に協力すること 等